

玉村町教育研究所

適応指導教室 「ふれあい教室」



開設 平成9年7月

代表者職氏名 研究所長 角田 博之

所在地 〒370-1132

佐波郡玉村町下新田187番地

電話/FAX TEL(0270)65-0091 相談(0270)65-0081/FAX(0270)65-0091

1 運営の目的

玉村町内に在住する不登校児童・生徒の集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。適応指導教室は、玉村町教育研究所における教育相談事業の一環として、玉村町教育委員会および管内各学校・園との連携のもとに、教育相談、適応指導等を組織的・計画的に行う。

2 平成30年度職員の構成・分担

職員	業務内容
相談員 2	教育相談・適応指導
指導員 2	

3 入室対象及び受け入れ状況

(1)入室対象

入室対象は、不登校の状態にある町内在住の児童・生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、在籍校の校長の申請に基づいて所長が許可した者とする。なお、町外の児童生徒についても実情により、受け入れは可能である。

(2)受け入れ状況(平成29年度)

小学生1名 中学生8名 計9名

4 平成30年度開設状況

(1)開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:00～16:00

(2)開設期間

- 開設期間は4月から翌年3月まで
ただし、土・日曜日、祭日、夏季教室閉業期間、及び年末年始(12月28日～1月4日)を除く。
- 長期休業期間は児童・生徒の状況に応じて登校日を設定している。

(3)日時程

- 午前(9:00～12:00)：個別活動
今日の予定の確認
学習、読書 など
- 午後(13:00～16:00)：集団活動
軽スポーツ、制作活動、清掃
一日の振り返りなど

(4)主な行事予定(平成30年度)

調理実習と会食、卓球大会、バーベキュー、先輩の声を聴く会、物づくり(押し花コースター、ポーセラーツ、パーラービーズ)、パソコン学習、社会科見学、教育相談、保護者面談、チャレンジ登校 など

5 入室・退室の進め方

(1)入室までの流れ

①教育・入室相談
本人・保護者が、教室相談員(指導員)と面談を行う。



②情報交換
学校・家庭・適応指導教室で、児童・生徒の情報交換等を行う。



③体験入室
体験入室を行い、「継続して通室できるか」などを本人・保護者・適応指導教室が判断する。



④入室検討
研究所長、教育委員会、適応指導教室、学校等で入室を検討する。



⑤入室手続き

- <保護者> 「玉村町適応指導教室入室許可申請書」に必要事項を記入、捺印し、校長に提出する。
- <学校> 保護者が提出した「玉村町適応指導教室入室許可申請書」を研究所長に提出する。
- <研究所長> 「玉村町適応指導教室入室許可申請書」を受理したのち、「玉村町適応指導教室入室許可書」を作成し、学校へ送付する。
- <学校> 「玉村町適応指導教室入室許可書」を保護者へ送付する。



⑥入室

許可日より、入室する。

(2)退室

退室は次のとおりとする。

- ・年度末をもって退室（継続入室は新たに手続き）とする。
- ・学校復帰を果たしたとき
- ・本人と保護者が退室を希望したとき

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1)学校との連携

適応指導教室の職員が通室児童・生徒の在籍校を定期的に訪問したり、担任や教育相談担当等が適応指導教室に来室し児童・生徒と交流したりする機会を積極的に設けている。

また、「管内生徒指導等担当者会議」*に年2回参加し、各学校の不登校児童生徒や各学校における取組等の情報交換を行い、不登校や問題行動への未然防止や適切な対応のための連携を進めている。

*出席者：中学校教育相談担当教員、生徒指導主事（主任）、教育相談員、適応指導教室指導員、教委事務局

(2)家庭との連携

朝夕の送迎や電話連絡等の機会に家庭での様子や教室での様子を伝え合うなど、日常的に情報交換することを心がけている。

また、随時保護者面談や家庭訪問などを行

い、児童生徒の今の状況や変化の状況を共通理解するとともに、それぞれの役割分担を確認しながら、児童生徒の自立支援に取り組んでいる。

(3)関係機関との連携

- ・管内生徒指導等担当者会議
- ・全国適応指導教室連絡協議会
- ・群馬県市町村適応指導教室連絡協議会
- ・群馬県総合教育センター
- ・中部教育事務所
- ・玉村町教育委員会
- ・玉村町子ども育成課
- ・玉村町保健センター
- ・玉村町通級教室 など

(4)自立支援アドバイザーの配置

平成29年度より、不登校児童生徒の充実に向けて、自立支援アドバイザー（JSA）が配置になりました。主に、以下のことに取り組んでいる。

- ①不登校児童生徒及びその保護者との面談
- ②不登校児童生徒への家庭訪問によるアウトリーチ型支援
- ③適応指導教室職員に対する支援方法等の助言・指導
- ④適応指導教室に通室する児童生徒への直接指導

7 特色ある活動

不登校となった要因はさまざまであるが、通室している児童・生徒の多くは自信を失っていたり挫折感を味わったりしている。また、人との関わりが苦手な傾向もみられる。

そこで、子どもたちの希望や得意を活かした活動を計画し、みんなで協力して準備や当日の運営を行う、手づくりの体験活動（調理実習、バーベキュー、季節行事、野菜作り、ものづくり、社会科見学の調べ学習、卓球大会、先輩の声を聴く会等）を実践し、達成感や自己有用感が得られるようにしている。

<先輩の声を聴く会>

過去に適応指導教室に通室していた先輩から、通室していた当時の思いや不登校を通して学んだこと、その後の進路についてなど、先輩方の経験を通して、感じたことを聞いたり、質問したりすることで、自立する力の基礎を培っている。